

## Goレミット規約集(ビジネス用)

### 【変更項目】

■修正箇所は下記の通り(変更・追加(削除)する文言は朱書き)です。

改定前	改定後
<p><b>Goレミット海外送金取引規定(ビジネス用)</b></p> <p>1. 2 省略</p> <p><b>3. 海外送金取引</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第(1)項に定める法人等のお客さまによる当行所定の方法による依頼については、電話、FAXまたはインターネットを通じて行うことができるものとします。</p> <p>(3)省略</p> <p>(4) 毎営業日午後3 時までに海外送金口座への入金の確認ができた資金についてのみ当日扱いとなり、それ以降の資金は翌営業日の取扱いとさせていただきます(この場合、取扱日当日の午前10 時以降に当行が設定した外国為替レート(TTS)を適用いたします)。 ただし、円貨を受取通貨とする送金にしましては営業日当日の午前中に入金の確認ができた資金のみ当日扱いとさせていただきます。</p> <p>本項の規定にかかわらず、マネー・ローンダリング、テロリストによる資金調達および金融犯罪防止ならびに外国為替および外国貿易法等に関する義務を順守するために、翌営業日以降にまで処理が遅れる場合があります(本条第(3)項、第(5)項、第(6)項、第(7)項、および「Goレミット共通規定(ビジネス用)」第9条第(2)項、第(5)項ないし第(8)項をご参照ください)。</p>	<p>(2) 第(1)項に定める法人等のお客さまによる当行所定の方法による依頼については、<b>電話またはインターネット</b>を通じて行うことができるものとします。</p> <p>(4) 毎営業日午後3 時までに海外送金口座への入金の確認ができた資金についてのみ当日扱いとなり、それ以降の資金は翌営業日の取扱いとさせていただきます(この場合、取扱日当日の午前10 時以降に当行が設定した外国為替レート(TTS)を適用いたします)。 <b>ただし、円貨を受取通貨とする送金にしましては当日扱いではなく、毎営業日午後3時までに入金の確認ができた資金を翌営業日扱いとし、それ以降の資金は翌々営業日の取扱いとさせていただきます。</b></p> <p>本項の規定にかかわらず、マネー・ローンダリング、テロリストによる資金調達および金融犯罪防止ならびに外国為替および外国貿易法等に関する義務を順守するために、<b>さらに</b>処理が遅れる場合があります(本条第(3)項、第(5)項、第(6)項、第(7)項、および「Goレミット共通規定(ビジネス用)」第9条第(2)項、第(5)項ないし第(8)項をご参照ください)。</p>